令和6年第2回定例会提出議案の説明資料

議案 番号	件名	担当部課	頁
1	専決処分について(柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例 の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)	福祉部 障害福祉課	1
2	専決処分について(柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改 正する条例の制定について)		2
3	柏市支所出張所条例の一部を改正する条例の制定について	市民生活部 市民課	3
4	柏市税条例の一部を改正する条例の制定について	財政部 市民税課	4
5	柏市犯罪被害者等支援条例の制定について	危機管理部 防災安全課	5
6	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の 制定について	保育運営課	9
7	柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 保育運営課	11
8	柏市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例の制定について	環境部 環境政策課	12
9	工事の請負契約の締結について(柏市立柏第四中学校校舎長寿命化 改良工事(建築工事))	教育総務部 教育施設課	13
10	工事の請負契約の締結について(柏市立柏第四中学校校舎長寿命化 改良工事(電気設備工事))	教育総務部 教育施設課	14
11	工事の請負契約の締結について(柏市立柏第四中学校校舎長寿命化 改良工事(機械設備工事))	教育総務部 教育施設課	15
12	工事の請負契約の締結について(柏市立柏高等学校グラウンド改修 工事)	教育総務部 教育施設課	16
13	工事の施行協定の締結について(常磐線南柏・柏間香取神社跨 (こ)線人道橋修繕工事)	土木部 道路保全課	17
14	財産の取得について (柏駅東口駅前再整備事業用地)	都市部 中心市街地整備課	18
15	令和6年度柏市一般会計補正予算について(第2号)	財政部 財政課	19
16	令和6年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会 計補正予算について(第1号)	財政部 財政課	19
17	柏市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	上下水道局 総務課	20
18	工事の請負契約の締結について(柏市立中学校屋内運動場空調設備 設置工事(その1))	教育総務部 教育施設課	21
19	工事の請負契約の締結について(柏市立中学校屋内運動場空調設備 設置工事(その2))	教育総務部 教育施設課	22
20	工事の請負契約の締結について(柏市立中学校屋内運動場空調設備 設置工事(その3))	教育総務部 教育施設課	23

議案第 1号 専決処分について(柏市重度心身障害者医療費の支給に関する 条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につ いて)

議案第1号は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律施行令の一部を改正する政令が令和6年3月29日に公布され、同日から施 行されたことに伴い, 重度心身障害者のうち高額治療継続者等に係る障害者医 療費の支給の制限を行わない期間の延長を行うため、地方自治法第179条第 1項の規定により同日に専決処分により柏市重度心身障害者医療費の支給に関 する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定したので、同条第 3項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものです。

- 内容は、次のとおりです。
- 1 重度心身障害者のうち高額治療継続者等に係る障害者医療費の支給の制限 を行わない期間を3年間延長し、令和9年3月31日までとすること(柏市 重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(平成19 年柏市条例第15号)附則第3項関係)。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 2号 専決処分について(柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部 を改正する条例の制定について)

議案第2号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、その一部について同年4月1日から施行されたことに伴う令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除に係る規定の整備、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の継続等を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により同年3月31日に専決処分により柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例を制定したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 柏市税条例の一部改正(改正条例第1条関係)
 - (1) 令和6年度分の個人の市民税に限り,前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の所得割の額から1万円(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には,1万円に当該控除対象配偶者又は扶養親族1人につき,1万円を加算した金額)から県民税特別税額控除額を控除して得た金額を控除すること(附則第5条の5から附則第5条の7まで関係)。
 - (2) 令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の負担についての調整措置を引き続き講じること(附則第9条の2、附則第10条、附則第10条の3、附則第11条及び附則第11条の3関係)。
- 2 柏市都市計画税条例の一部改正(改正条例第2条関係)

令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の負担についての調整措置を引き続き講じること(附則第5項から第10項まで、附則第12項、附則第13項及び附則第17項関係)。

3 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

議案第 3号 柏市支所出張所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号は、柏駅前行政サービスセンターの位置を改めるため、柏市支所 出張所条例の一部を改正しようとするものです。

内容は,次のとおりです。

1 柏駅前行政サービスセンターの位置を次のとおり改めること(第 2 条第 2 項関係)。

改正前	改正後
柏市柏一丁目1番11号	柏市旭町一丁目5番1号

2 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で 定める日から施行すること。

議案第 4号 柏市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号は、地方税法の改正に伴い特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例に係る割合を定めること等を行うため、柏市税条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は,次のとおりです。

- 1 特定バイオマス発電設備(バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスを電気に変換するものに限る。)のうち一定の要件に該当するものに対して課する固定資産税の課税標準の特例に係る割合は、14分の11とすること(附則第8条の2第8項関係)。
- 2 新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、当該区分所有に係る住宅の所有者から新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する管理者等から必要書類が提出され、かつ、当該区分所有に係る住宅が当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができること(附則第8条の3第3項関係)。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 5号 柏市犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第5号は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、並びに本市並びに市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、柏市犯罪被害者等支援条例を制定しようとするものです。

主な内容は,次のとおりです。

1 目的(第1条関係)

犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め,並びに本市並びに市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに,犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め,当該支援のための施策を総合的に推進することにより,犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り,もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とすること。

2 定義(第2条関係)

- (1) 犯罪等とは、犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいうこと。
- (2) 犯罪被害者等とは、犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいうこと。
- (3) 二次被害とは、犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、他者の偏見、無理解、差別等により受けるプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいうこと。
- (4) 再被害とは、犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から犯罪等により再び受ける被害をいうこと。
- (5) 市民等とは、市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者 並びにこれらの者が組織する団体であって市内で活動するものをいうこと。
- (6) 事業者等とは、市内で事業活動を行う者及びその構成員をいうこと。
- (7) 関係機関等とは、国、千葉県その他の地方公共団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいうこと。

3 基本理念(第3条関係)

- (1) すべての犯罪被害者等は、人としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有すること。
- (2) 犯罪被害者等の支援のための施策は、被害の状況、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講じられるものとすること。
- (3) 犯罪被害者等の支援のための施策は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援を途切れることなく受けられるように講じられるものとすること。
- (4) 犯罪被害者等の支援のための施策は、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに留意し、二次被害及び再被害が生じることのないよう十分配慮して行われるものとすること。

4 本市の責務(第4条関係)

- (1) 本市は、3の基本理念にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、 犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとすること。
- (2) 本市は、(1) の施策を円滑に実施できるよう、関係機関等との連携及び協力に努めるものとすること。
- 5 市民等の責務(第5条関係)

市民等は、犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の地域社会での孤立及び二次被害が生じることのないよう配慮するとともに、本市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとすること。

6 事業者等の責務(第6条関係)

- (1) 事業者等は、犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めるとともに、 二次被害が生じることのないよう配慮するものとすること。
- (2) 事業者等は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むために必要な各種手続に参加することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮するものとすること。

7 相談、情報の提供等(第7条関係)

本市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じる窓口を設置し、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとすること。

8 見舞金の支給(第8条関係)

本市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るととも に、犯罪被害者等を見舞うため、犯罪被害者等に対し、見舞金を支給するも のとすること。

9 日常生活支援(第9条関係)

本市は、犯罪被害者等が早期に日常生活を円滑に営むことができるよう、 犯罪被害者等に対し、家事、育児又は介護に係る支援その他の必要な支援を 行うものとすること。

10 居住の安定(第10条関係)

本市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、居住の安定を図るとともに、二次被害及び再被害を受けることがないようにするため、転居等に係る費用の助成、市営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとすること。

11 損害賠償の請求の支援(第11条関係)

本市は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を 図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求について、弁護士への相談に 係る費用の助成その他の必要な支援を行うものとすること。

12 刑事手続への参加等の支援(第12条関係)

本市は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続に適切に関与することができるよう、関係機関等と連携し、必要な情報の提供を行うとともに、刑事手続への参加に係る費用の助成その他の必要な支援を行うものとすること。

13 精神的な被害の回復の支援(第13条関係)

本市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復することができるよう、犯罪被害者等に対し、その心身の状況等に応じた適切な相談援助に係る情報の提供その他の必要な支援を行うものとすること。

14 雇用の安定(第14条関係)

本市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう、必要な支援を行うものとすること。

15 他の地方公共団体との連携等(第15条関係)

本市は、市外に住所を有する者が市内で起きた犯罪等により被害を受けた 場合には、その者が必要な支援を受けられるよう、その者が住所を有する地 方公共団体との連携及び協力を図るものとすること。

16 総合支援体制の整備(第16条関係)

本市は、関係機関等と連携及び協力をして、犯罪被害者等の支援を円滑に 行うことができるよう、総合的な支援体制を整備するものとすること。

17 人材の育成等(第17条関係)

本市は、犯罪被害者等が適切な支援を受けることができるよう、市の職員 その他の犯罪被害者等の支援を行う者に対し、犯罪被害者等の支援の必要性 についての意識を高め、必要な能力を身に付けるための施策を講じるものと すること。

18 関係民間団体に対する援助(第18条関係)

本市は、犯罪被害者等の支援におけるその役割の重要性に鑑み、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体の活動の促進を図るため、必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行うものとすること。

19 犯罪被害者等への理解の増進(第19条関係)

本市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性についての市民等及び事業者等の理解を深めるよう、啓発活動その他の必要な施策を講じるものとすること。

- 20 施行期日等
 - (1) この条例は、令和6年7月1日から施行すること。
 - (2) 柏市営住宅条例の一部改正(附則第2項関係)

犯罪被害者等で犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった と市長が認めるものについては,入居者資格のうち,同居の親族に係る条件を不要とすること。

議案第 6号 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条 例の制定について

議案第6号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、 保育所における保育士等の配置の基準を改めるため、柏市特定児童福祉施設設 備運営基準条例等の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

1 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部改正(改正条例第1条関係)

保育所における保育士の配置の基準を次のとおり改めること(第36条第 2項関係)。

区分	改正前	改正後
満3歳以上満4歳	幼児おおむね20人につ	幼児おおむね15人につ
に満たない幼児	き1人以上	き1人以上
満4歳以上の幼児	幼児おおむね30人につ	幼児おおむね25人につ
	き1人以上	き1人以上

2 柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部改正(改正条例第2 条関係)

幼保連携型認定こども園における園児の教育及び保育に直接従事する職員 の配置の基準を次のとおり改めること(第6条第3項関係)。

区分	改正前	改正後
満3歳以上満4歳	園児おおむね20人につ	園児おおむね15人につ
未満の園児	き1人以上	き1人以上
満4歳以上の園児	園児おおむね30人につ	園児おおむね25人につ
	き1人以上	き1人以上

3 柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部改正(改正条例第3条関係)

小規模保育事業所A型,小規模保育事業所B型,保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所における保育士及び保育従事者の配置の基準の算定の基礎となる人数を次のとおり改めること(第30条第2項第3号及び第4号,第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項第3号及び第4号関係)。

区分	改正前	改正後	

満3歳以上満4歳	幼児おおむね20人につ	幼児おおむね15人につ
に満たない幼児	き1人	き1人
満4歳以上の児童	児童おおむね30人につ	児童おおむね25人につ
	き1人	き1人

4 柏市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正(改正条例第4条 関係)

幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども 園における園児の教育及び保育に従事する者の配置の基準を次のとおり改め ること(第3条第1項関係)。

区分	改正前	改正後
満3歳以上満4歳	園児おおむね20人につ	園児おおむね15人につ
未満の園児	き1人以上	き1人以上
満4歳以上の園児	園児おおむね30人につ	園児おおむね25人につ
	き1人以上	き1人以上

5 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。
- (2) 保育士等の配置の状況に鑑み、保育等の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の規定は適用せず、この条例による改正前の柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有すること。

議案第 7号 柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例 の一部を改正する条例の制定について

議案第7号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、特定教育・保育施設における重要事項の掲示等に係る規定等の整備を行うため、柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 利用申込者による特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項については、当該特定教育・保育施設に掲示するほか、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととすること(第23条関係)。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 8号 柏市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号は、温室効果ガスの排出の量の削減目標を改めること等を行うため、柏市地球温暖化対策条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は,次のとおりです。

- 1 温室効果ガスの排出の量の削減の目標について、令和12年度の温室効果ガスの排出の量を平成25年度の温室効果ガスの排出の量と比較して46パーセント以上削減することとすること(第4条第1項関係)。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 9号 工事の請負契約の締結について(柏市立柏第四中学校校舎長寿 命化改良工事(建築工事))

議案第9号は、柏市立柏第四中学校校舎長寿命化改良工事(建築工事)について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

- 1 場所 柏市名戸ケ谷一丁目6番8号
- 2 概要中学校の校舎長寿命化改良工事に係る建築工事一式
 - (1) 校舎棟の改修工事
 - (2) エレベーター棟及び渡り廊下等の増築工事
 - (3) 倉庫等の解体工事
 - (4) 外構工事
- 3 契約の方法制限付一般競争入札
- 4 契約金額1,507,000,000円

(代表者) 広島建設株式会社

契約の相手方広島・太田特定建設工事共同企業体構成員 柏市豊四季1004番地

代表取締役 島 田 秀 貴 構成員 柏市高田字上野台子1313番地4 太田建設株式会社 代表取締役 太 田 享 議案第10号 工事の請負契約の締結について(柏市立柏第四中学校校舎長寿 命化改良工事(電気設備工事))

議案第10号は、柏市立柏第四中学校校舎長寿命化改良工事(電気設備工事)について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

- 1 場所 柏市名戸ケ谷一丁目6番8号
- 2 概要中学校の校舎長寿命化改良工事に係る電気設備工事一式
 - (1) 電力設備工事
 - (2) 通信·情報設備工事
- 3 契約の方法制限付一般競争入札
- 4 契約金額 226,600,000円
- 5 契約の相手方 城山・森特定建設工事共同企業体 構成員 柏市十余二249番地336

(代表者) 城山電機株式会社

代表取締役 須賀健仁

構成員 柏市東一丁目5番17号 株式会社森電気工業所

代表取締役 森 明 治

議案第11号 工事の請負契約の締結について(柏市立柏第四中学校校舎長寿 命化改良工事(機械設備工事))

議案第11号は、柏市立柏第四中学校校舎長寿命化改良工事(機械設備工事)について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

- 1 場所 柏市名戸ケ谷一丁目6番8号
- 2 概要 中学校の校舎長寿命化改良工事に係る機械設備工事一式
 - (1) 空気調和設備工事
 - (2) 給排水衛生設備工事
 - (3) ガス設備工事
- 3 契約の方法制限付一般競争入札
- 4 契約金額286,000,000円
- 契約の相手方 岡田・大黒特定建設工事共同企業体 構成員 柏市豊四季258番地の2

(代表者) 株式会社岡田工業所

代表取締役 岡田 勇

構成員 柏市旭町三丁目1番5号 株式会社大黒工業

代表取締役 佐藤隆久

議案第12号 工事の請負契約の締結について(柏市立柏高等学校グラウンド 改修工事)

議案第12号は、柏市立柏高等学校グラウンド改修工事について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

- 1 場所柏市船戸山高野325番地の1
- 柏市船戸山高野325番地の1 2 概要

土工事(掘削,残土処理等),グラウンド整備工事(サッカーコート,陸 上トラック等)及び排水設備工事(暗渠管,側溝,集水桝等)

- 3 契約の方法制限付一般競争入札
- 4 契約金額 361,900,000円
- 5 契約の相手方 真・いなり特定建設工事共同企業体 構成員 柏市大室 2 6 5 番地 1 3

(代表者) 株式会社真工業

代表取締役 鈴木 真 弓

構成員 柏市増尾四丁目11番11号 有限会社いなり建設

代表取締役 石 井 秀 明

議案第13号 工事の施行協定の締結について(常磐線南柏・柏間香取神社跨線人道橋修繕工事)

議案第13号は、常磐線南柏・柏間香取神社跨線人道橋修繕工事について、 次のとおり施行協定を締結しようとするものです。

1 場所 柏市泉町766番270の一部ほか

2 概要

塗替塗装工,断面修復工,剝落防止工及び照明柱取替工並びに跨線部の遮水性舗装工並びに踊り場の防水工及び舗装打換工

3 協定の方法 随意契約

4 協定金額 363,720,000円以内

5 協定の相手方

東京都北区東田端二丁目20番68号

東日本旅客鉄道株式会社

常務執行役員首都圈本部長 小川治彦

議案第14号 財産の取得について(柏駅東口駅前再整備事業用地)

議案第14号は、柏駅東口駅前再整備事業用地を次のとおり取得しようとするものです。

- 1 財産の所在 柏市柏一丁目112番
- 2 取得する財産土地 5, 201.41平方メートル
- 3 取得価格 8,600,000,000円
- 4 契約の相手方 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 三井不動産株式会社 代表取締役社長 植 田 俊

議案第15号 令和6年度柏市一般会計補正予算について (第2号)

議案第15号は、令和6年度柏市一般会計予算の総額を約11億7、482万円増額し、約1、680億4、482万円に補正しようとするほか、債務負担行為の追加に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和6年度6月補正予算(案)の概要のとおりです。

議案第16号 令和6年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について(第1号)

議案第16号は、令和6年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算の歳入予算(国庫支出金、繰越金及び市債)に係る補正をするほか、継続費の変更及び地方債の変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和6年度6月補正予算(案)の概要のとおりです。

議案第17号 柏市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号は、水道法施行規則の改正に伴い、水道技術管理者の資格に係る規定を改めるため、柏市水道事業給水条例の一部を改正しようとするものです。

内容は,次のとおりです。

1 水道技術管理者の資格要件を次のとおり改めること (第45条第6号関係)。

改正前	改正後
<u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が	国土交通大臣及び環境大臣の登録
行う水道の管理に関する講習の課	を受けた者が行う水道の管理に関
程を修了した者	する講習の課程を修了した者

2 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第18号 工事の請負契約の締結について(柏市立中学校屋内運動場空調 設備設置工事(その1))

議案第18号は、柏市立中学校屋内運動場空調設備設置工事(その1)について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

- 1 場所柏市大室249番地の9ほか
- 2 概要

次に掲げる柏市立中学校の屋内運動場の空調設備設置工事一式

- (1) 柏市立田中中学校
- (2) 柏市立西原中学校
- (3) 柏市立松葉中学校
- (4) 柏市立柏の葉中学校
- (5) 柏市立柏中学校
- (6) 柏市立柏第三中学校
- (7) 柏市立豊四季中学校
- 3 契約の方法制限付一般競争入札
- 4 契約金額311,839,000円
- 契約の相手方 柏市東三丁目1番4号 丸東水道石材有限会社 代表取締役 染 谷 郁 尾

議案第19号 工事の請負契約の締結について(柏市立中学校屋内運動場空調 設備設置工事(その2))

議案第19号は、柏市立中学校屋内運動場空調設備設置工事(その2)について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

- 1 場所 柏市中原1816番地の2ほか
- 2 概要

次に掲げる柏市立中学校の屋内運動場の空調設備設置工事一式

- (1) 柏市立中原中学校
- (2) 柏市立土中学校
- (3) 柏市立光ケ丘中学校
- (4) 柏市立富勢中学校
- (5) 柏市立柏第五中学校
- (6) 柏市立柏第二中学校
- (7) 柏市立柏第四中学校
- 3 契約の方法制限付一般競争入札
- 4 契約金額 301,400,000円
- 5 契約の相手方 柏市高柳863番地1 株式会社エクエコ

代表取締役 小林 宏

議案第20号 工事の請負契約の締結について(柏市立中学校屋内運動場空調 設備設置工事(その3))

議案第20号は、柏市立中学校屋内運動場空調設備設置工事(その3)について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

- 1 場所 柏市酒井根一丁目3番1号ほか
- 2 概要 次に掲げる柏市立中学校の屋内運動場の空調設備設置工事一式
 - (1) 柏市立酒井根中学校
 - (2) 柏市立逆井中学校
 - (3) 柏市立南部中学校
 - (4) 柏市立手賀中学校
 - (5) 柏市立風早中学校
 - (6) 柏市立高柳中学校
- 3 契約の方法制限付一般競争入札
- 4 契約金額 293,700,000円
- 5 契約の相手方 柏市高柳863番地1 株式会社エクエコ 代表取締役 小 林 宏